

# (仮称) コミュニティセンターの設置について

## 1 はじめに

本市では、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会を実現するため、市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組む「市民協働によるまちづくり」を推進しています。市内各地域でさまざまな取り組みが進められていますが、行政センターには地域住民と一体となって地域の課題を解決する役割が求められています。

そこで、行政改革の一環として行政センター機能の見直しを掲げ、具体的に検討してきました。その結果、地域住民が具体的な活動をする拠点となる公民館や地域自治活動センターを(仮称)コミュニティセンターとして一元化し、行政センターが管理運営することとしました。

これにより、さらに利用しやすい施設とするとともに、講座等も充実させ、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるための拠点とします。

## 2 公民館と地域自治活動センターの現状とこれからの役割

### (1) 生涯学習環境の変化 ～ 学び、そして実践へ ～

近年、カルチャーセンターやさまざまな通信教育等で容易に学習できるようになり、また、パソコンをはじめとした情報機器の普及により、私たちの生涯学習環境は、公民館設立当時と比べ、格段に充実してきました。

また、社会生活全般の課題に関する「学び」の重要性も高まっています。これからは、安全、介護、子育て、生活環境、健康づくり、福祉など、地域固有の課題を学び、その成果を実践につなげて、自ら地域課題の解決へ向けた取り組みを進めていくことが求められています。

### (2) コミュニティの場としての地域拠点づくり ～ 身近な集いの場に ～

講座による学習機会を通して、また、市民協働の実践の場を通して各地域に新たなコミュニティを形成していくことが、とても重要となっています。その活動拠点として、さまざまな住民のニーズにこたえられるコミュニティ施設としての機能も充実させるべきと考えます。

### (3) より利用しやすい施設へ ～ 既存施設の有効活用 ～

地域でのさまざまな活動が活発になり、その活動拠点として既存の施設を活用できるようにすることが求められています。公民館、地域自治活動センターについても、より利用しやすい施設にすることが必要になっています。

### (4) わかりやすい施設へ ～ 管理運営の一元化 ～

公民館と地域自治活動センターは、一方が社会教育施設としての制約があるほか設立目的の違いから、利用条件(利用時間、開館日など)や内容(講座実施の有無など)に違いがあります。

また、所管が教育委員会と市長部局に分かれているため、管理手法が統一されていませんでした。そのため、今後は、管理手法・利用方法をできるだけそろえ、身近なコミュニティ施設として、相互利用を促進する必要があると考えます。

### 3 公民館と地域自治活動センターの一元化の方向性

公民館と地域自治活動センターの現状とこれからの役割を踏まえ、より利用しやすく親しまれる施設とするため、両施設を次の方向性で一元化します。

#### (1) 利用形態の統一

利用時間や利用条件を統一することで、さらに便利でより利用しやすい施設運営を図ります。

#### (2) 講座運営の充実

安全、介護、子育て、生活環境、健康づくり、福祉など、地域の社会生活に関するさまざまな問題を取り上げた講座を実施し、幅広い分野のニーズにこたえ、選択肢を増やすことによってより充実させていきます。

#### (3) 行政センターでの管理運営

地域の特色を生かした活動の拠点として効率的な運営をするため、地域に身近な行政センターで一元的な管理運営を行います。

### 4 新施設の概要

公民館と地域自治活動センターを一元化した新施設の概要は次のとおりです。

#### (1) 新施設名

『(仮称) コミュニティセンター』とします。

#### (2) 設置根拠

- ・新たに制定する「(仮称) コミュニティセンター条例」により設置します。
- ・これに伴い、公民館条例、地域自治活動センター条例を廃止します。

#### (3) 設置時期

平成 20 年（2008 年）4 月 1 日

#### (4) 所在地及び名称

別表 1 のとおり（所在地は現在と変わりません。）

#### (5) 開館日

年末年始を除くすべての日に開館します（臨時休館を除く）。

## (6) 事業内容

### ア 講座の開催

- ・地域の特色にあった講座を充実させます。
- ・身近な施設で受講できるよう、旧地域自治活動センターでも開催します。

### イ 施設の貸館

- ・開館時間、申請方法などを統一し、利用しやすい施設にします。

### ウ 図書室の運営（現在、図書室のある施設のみ）

## (7) 開館時間

午前9時から午後9時まで利用できます(図書室は午後5時まで)。

## (8) 利用条件

利用できるのは、代表者が「満15歳以上（中学生を除く）」の横須賀市在住・在勤・在学の方で、構成員が3人以上かつその半数以上を本市在住・在勤・在学の方が占める団体です。

## (9) 利用方法

- ・現行の公共施設予約システムを利用します。
- ・利用申請等の窓口での受付時間を午前8時30分～午後9時までにします。

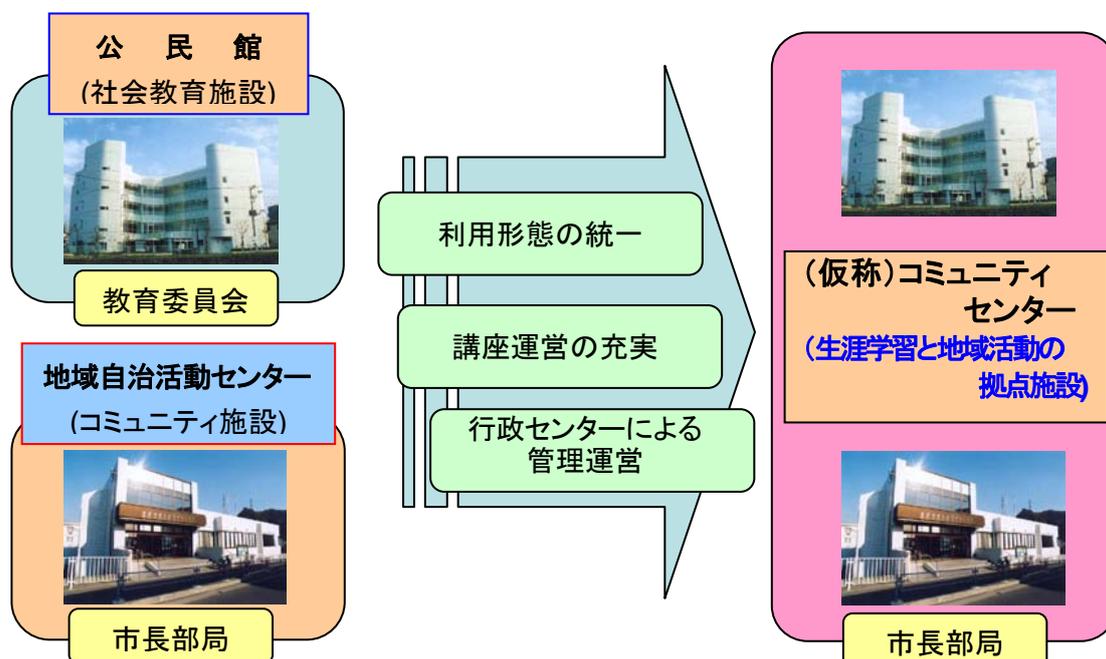
## (10) 管理運営体制

- ・本庁の担当課による管理運営から、身近な各行政センターによる管理運営に変更します(本庁管内の施設については、市民生活課が管理運営します)。
- ・講座の企画運営も各行政センター及び市民生活課で行います。

## (11) 公民館・地域自治活動センターとの比較

別表2のとおり

### (仮称)コミュニティセンターのイメージ



(別表1) 所在地及び名称

※名称は仮称

管内	所在地	名称
追 浜	横須賀市夏島町9番地	追浜コミュニティセンター (旧追浜公民館)
田 浦	横須賀市船越町6丁目77番地	田浦コミュニティセンター (旧田浦公民館)
	横須賀市長浦町2丁目45番地	長浦コミュニティセンター (旧長浦地域自治活動センター)
逸 見	横須賀市東逸見町2丁目29番地	逸見コミュニティセンター (旧逸見公民館)
本 庁	横須賀市坂本町2丁目26番地	坂本コミュニティセンター (旧坂本地域自治活動センター)
	横須賀市本町2丁目1番地	本町コミュニティセンター (旧本町地域自治活動センター)
	横須賀市安浦町2丁目33番地	安浦コミュニティセンター (旧安浦地域自治活動センター)
	横須賀市三春町2丁目12番地	三春コミュニティセンター (旧三春地域自治活動センター)
衣 笠	横須賀市公郷町2丁目11番地	衣笠コミュニティセンター (旧衣笠公民館)
	横須賀市池上4丁目6番1号	池上コミュニティセンター (旧池上地域自治活動センター)
大 津	横須賀市大津町3丁目18番13号	大津コミュニティセンター (旧大津公民館)
浦 賀	横須賀市浦賀5丁目1番2号	浦賀コミュニティセンター (旧浦賀公民館)
	横須賀市鴨居3丁目11番12号	鴨居コミュニティセンター (旧鴨居地域自治活動センター)
久里浜	横須賀市久里浜6丁目14番2号	久里浜コミュニティセンター (旧久里浜公民館)
	横須賀市岩戸1丁目10番18号	岩戸コミュニティセンター (旧岩戸地域自治活動センター)
北下浦	横須賀市長沢2丁目7番7号	北下浦コミュニティセンター (旧北下浦公民館、 旧北下浦地域自治活動センター)
西	横須賀市長坂1丁目2番2号	西コミュニティセンター (旧西公民館)
	横須賀市武3丁目5番1号	武山コミュニティセンター (旧武山地域自治活動センター)
分 館	横須賀市夏島町7番地	追浜コミュニティセンター南館 (旧追浜行政センター分館)
	横須賀市夏島町12番地	追浜コミュニティセンター北館 (旧追浜文化センター)
	横須賀市浦賀7丁目2番1号	浦賀コミュニティセンター分館 (旧浦賀文化センター)

(別表2) 公民館、地域自治活動センターとの比較

項目	現在の施設		新施設
名称	公民館	地域自治活動センター	(仮称) コミュニティセンター
根拠法令	社会教育法、 公民館条例	地域自治活動センター 条例	(仮称) コミュニティ センター条例
目的	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。(法第20条)	市民に自治活動の場を提供してその連帯と福祉の増進を図る。(条例第1条)	市民に集いの場を提供するとともに、社会教育法(昭和24年法律第207号)に基づく社会教育事業の用に供し、地域の連帯と教養の向上及び健康福祉の増進を図る。
施設数	9館、分館2館 計21館	10館	18館、分館3館 計21館
休館日、開館時間及び窓口受付時間	<休館日> 第3日曜日、年末年始 <開館時間> 午前9時～午後10時 (日曜日、祝日は午後5時まで、図書室は午後5時まで) <窓口受付時間> 午前8時30分～午後5時 (日曜日、祝日を除く)	<休館日> 年末年始 <開館時間> 午前9時～午後9時 (武山地域自治活動センター図書室は10時～18時30分まで) <窓口受付時間> 午前9時～午後9時	<休館日> 年末年始 <開館時間> 午前9時～午後9時 (図書室は午後5時まで) <窓口受付時間> 午前8時30分～午後9時 ※旧公民館は平日の開館時間が1時間短くなるが、開館日数が増え、窓口受付時間が延長される。
主な事業	①主催講座等の開催 ②施設の貸館 ③図書室の運営(追浜公民館及び久里浜公民館を除く)	①施設の貸館 ②図書室の運営(武山地域自治活動センターのみ)	①主催講座等の開催 ②施設の貸館 ③図書室の運営(図書室のある館のみ) ※旧地域自治活動センターでも新たに講座等を開催する。
所管	教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習課	市民部市民生活課	市民部各行政センター及び市民生活課(本庁管内施設) ※地域のまちづくりの拠点として管理運営する。